

議案第47号

審議会等の公募による委員の選任規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

審議会等の公募による委員の選任規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年6月3日

西脇市長 片山象三

(理由)

各種審議会等の附属機関に関する条例のうち、公募委員を「市民を代表する者」と規定しているものを見直すとともに、現在公募で委員を選任しているもの及び公募予定があるものについて、選任規定等を改正し整合を図るため。

審議会等の公募による委員の選任規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

第1章 都市経営部関係

(西脇市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 西脇市総合計画審議会条例（平成18年西脇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者について」を「者のうちから、必要の都度」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民

(西脇市まちづくり推進審議会条例の一部改正)

第2条 西脇市まちづくり推進審議会条例（平成26年西脇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「任命し、又は」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 公募による市民

(西脇市男女共同参画審議会条例の一部改正)

第3条 西脇市男女共同参画審議会条例（平成26年西脇市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「任命し、又は」を削り、同条第4号を次のように改める。

- (4) 公募による市民

(西脇市まち・ひと・しごと創生会議条例の一部改正)

第4条 西脇市まち・ひと・しごと創生会議条例（平成27年西脇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「任命し、又は」を削り、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 産業関係団体その他の団体を代表する者
- (3) 子育て等支援活動に携わる者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員

(西脇市公共施設適正化検討委員会条例の一部改正)

第5条 西脇市公共施設適正化検討委員会条例（平成27年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「任命し、又は」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 公募による市民

第2章 総務部関係

(西脇市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第6条 西脇市特別職報酬等審議会条例（平成17年西脇市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

第3章 福祉部関係

(西脇市介護保険条例の一部改正)

第7条 西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「次に掲げる者」を「、次に掲げる者」に、「市長」を「、市長」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 学識経験のある者

第11条第3項第5号中「必要」を「特に必要」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 各種団体を代表する者

第11条中第5項を削り、第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

4 市長は、前項第1号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員の全てを公募し、市長が定める方法で選考するものとする。この場合において、応募者がなかったとき、応募者が公募する委員の人数に満たなかったとき又は応募者があったが公募委員の決定ができなかったときは、公募委員の決定ができなかった人数について公募によらないで選任を行うことができる。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(西脇市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第8条 西脇市子ども・子育て会議条例（平成25年西脇市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 公募による市民

(7) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

第4章 暮らし安心部関係

(西脇市国民健康保険条例の一部改正)

第9条 西脇市国民健康保険条例（平成17年西脇市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員の全てを公募し、市長が定める方法で選考するものとする。この場合において、応募者がなかったとき、応募者が公募する委員の人数に満たなかったとき又は応募者があったが公募委員の決定ができなかったときは、公募委員の決定ができなかった人数について公募によらないで選任を行うことができる。

(西脇市の環境をまもる条例の一部改正)

第10条 西脇市の環境をまもる条例（平成17年西脇市条例第114号）の一部を次のように改正する。

- 第44条中第4項を削り、第3項の次に次の7項を加える。
- 4 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
 - 5 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
 - 6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が特に必要と認める者
 - 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 委員は、再任されることができる。
 - 9 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 10 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

第5章 都市整備部関係

(西脇市都市計画審議会条例の一部改正)

第11条 西脇市都市計画審議会条例（平成17年西脇市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
 - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- (委員、臨時委員及び専門委員)
- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 各種団体を代表する者
 - (4) 公募による市民
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

- 4 臨時委員は、特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

第4条第1項中「第2条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

(西脇市住宅審議会条例の一部改正)

第12条 西脇市住宅審議会条例(平成26年西脇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「任命し、又は」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 不動産業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(西脇市空家等対策協議会条例の一部改正)

第13条 西脇市空家等対策協議会条例(平成27年西脇市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「任命し、又は」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

第6章 上下水道部関係

(西脇市上下水道事業審議会条例の一部改正)

第14条 西脇市上下水道事業審議会条例(平成21年西脇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

第7章 教育委員会関係

(西脇市青少年問題協議会条例の一部改正)

第15条 西脇市青少年問題協議会条例（平成17年西脇市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。